

答 申 第 26 号

平成23年12月28日

石川県知事 谷 本 正 憲 様

石川県個人情報保護審査会

会長 鴨 野 幸 雄

住民基本台帳ネットワークシステムにおける本人確認情報を  
利用する事務の拡大について（答申）

平成23年12月14日付けで知事から諮問のあった標記の件について、その理由や  
必要性等について審査した結果、当審査会の意見を別紙のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

諮問のあった事項については、住民基本台帳ネットワークシステムの目的である県民の負担軽減の観点から、妥当な内容と認められる。

事務の 名 称	事 務 の 内 容	住民基本台帳ネットワーク システムで確認する事項
心身障害者扶養共済制度に関する事務	心身障害者扶養共済制度に係る加入申込に関する加入申込者の氏名及び住所等の確認	加入申込者の氏名、生年月日、住所、心身障害者の氏名、生年月日、住所
	心身障害者扶養共済制度に係る年金給付請求に関する年金管理者の氏名、住所等の確認	年金管理者の氏名、生年月日、住所、生存
	心身障害者扶養共済制度に係る脱退一時金給付請求に関する加入者の氏名及び住所等の確認	加入者、心身障害者の氏名、住所、生存
	心身障害者扶養共済制度に係る年金受給権者死亡届に関する死亡等の確認	年金受給権者（心身障害者）の氏名、住所、死亡
	心身障害者扶養共済制度に係る年金受給権者現況届に関する生存等の確認	年金受給権者（心身障害者）の氏名、住所、生存

事務の 名称	事務の内容	住民基本台帳ネットワーク システムで確認する事項
採石業者の登録に関する事務	採石業登録の申請に関する業務管理者の氏名、住所の確認	業務管理者の氏名、住所
	採石業登録事項の変更の届出に関する業務管理者の氏名、住所の確認	業務管理者の氏名、住所
砂利採取業者の登録に関する事務	砂利採取業登録の申請に関する業務主任者の氏名、住所の確認	業務主任者の氏名、住所
	砂利採取業登録事項の変更の届出に関する業務主任者の氏名、住所の確認	業務主任者の氏名、住所

## 2 審査会の意見

- (1) 住民基本台帳法（以下「法」という）の規定に基づき、本人確認情報を住民基本台帳ネットワークシステムにおいて、県知事が利用することができる事務を拡大することは、県民の負担軽減の観点から大きな意味がある。
- (2) 今回諮問された3事務については、いずれも県民の負担軽減を図ることができるものであり、条例により利用を拡大することは、適当であると考えられる。
- (3) 今後、県においては、一層の住民サービス向上や事務の効率化に努めるとともに、本人確認情報の保護に最大限の注意を払い、セキュリティ対策をはじめ制度の適正な管理運用について引き続き積極的に取り組むよう期待する。